

事務連絡
令和2年1月16日

県所管域（指定都市及び中核市を除く。）
〔 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所 〕
〔 障害児入所施設・障害児通所支援事業所 〕 管理者殿

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課

障害福祉施設等のロボット・ICT導入に係る補助事業の協議について（依頼）

本県の障がい福祉行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の令和元年度第1次補正予算（案）が令和元年12月13日に閣議決定されたこと等に伴い、標記補助事業が創設される可能性があります。

つきましては、対象施設・事業内容等を御確認いただき、補助事業が施行された場合に事業の活用を希望される事業者におかれましては、期日までに必要事項を回答してくださるようお願いいたします。

なお、本事業は県で実施を決定したものではなく、検討中であることを申し添えます。

1 ロボット等の導入

(1) 対象施設

障害者支援施設 又は グループホーム（共同生活援助事業所）

(2) 事業内容

移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り又は入浴支援の機器の導入であつて、1機器当たり10万円以上30万円以下のものに補助する。

障害者支援施設においては機器5台又は全ての機器の合計額150万円を限度とし、グループホームにおいては機器2台又は全ての機器の合計額60万円を限度とする。

2 ICTの導入

(1) 対象施設

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児入所施設又は障害児通所支援事業所（法人内複数施設の一括導入を行う場合であっても、補助対象経費は障害福祉に係る事業分に限る。）

(2) 事業内容

支援記録等の管理、蓄積及び分析、請求、会計等を効率化するためのICT技術の導入であって、ICT技術の導入により時間外勤務の削減やリスクの減少等に繋がることが見込まれるものについて、機器及びシステム等の初期コストに対して補助する（月額利用料等は含まない。）。

3 共通

(1) 回答期日

令和2年1月22日（水）まで

(2) 回答方法

別添のロボット・ICT回答様式（エクセルファイル）をメール送付
※価格の分かるカタログ・参考見積書等をPDFで添付すること。

(3) その他要件等

- ・国及び県の予算動向等により実施しない場合がありますが、実施することとなり選定が必要な場合、本協議に回答のあった施設等を優先します。
- ・令和元年度補正予算で実施する場合、1月から3月末までの間に複数の書類提出が必要になりますので、その事務量及び迅速な処理が必要になることを予め御承知おきください。
- ・県が交付決定する前の事業着手（契約等）は認められません。
- ・補助事業の完了（機器等の導入完了）は令和2年夏頃を目途としますが、詳細の納期等については回答様式内の導入スケジュールに記載いただいた内容をもとに、個別に相談させていただく場合があります。

問合せ先

施設指導グループ 中村、岸

電話 045-210-4705（直）

メール ken-shisetsu@pref.kanagawa.jp